

カントの自由概念

—その多義性と行為への関係—

八 幡 英 幸

Kants Begriff der Freiheit:

— Ihre Vieldeutigkeit und Verhältnisse zur Handlung —

Hideyuki YAHATA

(Received September 1, 2000)

はじめに

よく知られているように、カントは「自由の法則」ともいうべき道徳法則をその倫理学の中心に据えた。また、その学説は現代の倫理学にも多面にわたって複雑な影響を与え、その評価をめぐっては今もなお議論が続いている。本稿では、そのようなカントの倫理学説と不可分の関係にある自由論の検討をおこない、今後、自由論と倫理学説の関係を検討していくための基本的な視点を獲得することを目標とする¹⁾。

このような作業の意義は、行為や意志、さらには自我といったものが自由論を構成する重要な要素として数えられることを指摘すれば了解されるだろう。すなわち、ここでは行為論、心の哲学、自我論といった哲学的主題と倫理学の関係に光が当てられることが期待されるのである。現代においても、これらの主題は倫理学と密接にかかわるものと考えられてきたが、その関係は決して明らかとは言えない。

解明すべきポイントは次の点にあると思われる。すなわち、行為論、心の哲学、自我論といった主題は事実にかかわる記述的 (descriptive) な課題なのか、それとも価値にかかわる評価的 (evaluative) な課題なのか。もし、真相は前者であり、かつ、これらの課題の解決から道徳的な規範を導き出すことができるとすれば、その場合にはある種の自然主義²⁾ が妥当することになる。逆に、真相は後者だとすれば、これらの課題の解決は道徳的な規範によって導かれることになる³⁾。「自由の法則」を中心とするカントの倫理学は、自由がまず『純粹理性批判』で理論的な課題として扱われていることを考えれば、ある種の自然主義の外観を持っているとも言えよう。

さて、このような問題意識を持ちつつ、本論ではカントの自由論について次のような作業をおこなうことにしよう。まず、第1節では、カントの自由概念の基本的な特徴を、自然の因果性との関係というよく知られた観点から把握する。その際、問題になるのは、両者の区別は観点の相違によるものなのか、あるいは実在的なものなのかという点である。そして、第2節では、自由概念の多義性に十分配慮しながら、カントの自由論の全体像を描いていくことにする。ここで明らかになると予想されるのは、自由概念の多義性が行為の文脈や意志概念の多様性と深く結びついているということである。こうしたことから、私たちはカントの自由論を、行為論や心の哲学の観点から再検討するよう促されるだろう。

第1節 カントの自由概念

1 自由の因果性と自然の因果性

カントの自由論を検討する際の前提として、私たちはまず、カントが一貫して自由をある種の因果性、つまり原因と結果の関係として理解しているということを確認しておかなければならない⁴⁾。『純粹理性批判』のアンチノミー論の第一節「宇宙論的理念の体系」には、次のような自由の定義が示されている。

「さて、生起するものの条件は原因と呼ばれるが、その原因が現象において持つ無条件な因果性 (unbedingte Kausalität) は自由と呼ばれ、これに対し条件付きの因果性 (bedingte Kausalität) は狭義での自然原因と呼ばれる。」(Ak.3:289, A.419 = B.447)⁵⁾

まず、ここで「狭義での自然原因」⁶⁾が「条件付き」だというのは、ある原因がある結果を生起させる場合には、その条件としてまた別の原因がはたらいている、ということとして理解できるだろう。たとえば、津波の発生には地震という原因があるが、地震の発生にはさらに地殻のひずみという原因がある。このように、どのような現象にもそれが生起するための条件となる原因があるはずだ——それがどの程度決定的な条件であるかはともかくとして——と考え、条件の系列をできる限り網羅していくことは自然探求の基本的な手続きだと言ってよいだろう。『純粹理性批判』の分析論は、そのような手続きをア・プリオリに正当化する根拠を示したとすることができる。

これに対し、自由は「無条件な」因果性である。つまり、ある原因が他の条件によらずにその結果を生起させるということである。カントはこのことを「自由による因果性 (Kausalität durch Freiheit)」あるいは「自由からの因果性 (Kausalität aus Freiheit)」と呼んでいる。しかし、これらの表現には、自由とは別にそれによって生起する因果性があるかのように思わせるという欠点がある。私たちはむしろ、自由そのものがある種の因果性として位置づけられるという点に留意し、「自由の因果性 (Kausalität der Freiheit)」あるいは「自由としての因果性 (Kausalität als Freiheit)」(Ak.5:6)という表現を優先的に用いることにしよう。

ところで、私たちは「彼がその事件をひき起こした」「原因は彼女にある」といった言い方を日常的にしており、自由をある種の因果性と考えることにはあまり抵抗はないと思われる⁷⁾。また、自由という言葉は自発性の意味に理解されることが多く、それゆえ他の条件からの独立の点で自由の因果性を特徴づけるカントの定義もさしあたり納得がいくように思われる。

2 二世界論——観点の相違か実在的な区別か

ところが、自由がこのように定義されるなら、それは他の条件に依存しつつ生起する現象としての自然——自由を含まない「狭義での」自然——には属さないということになる。このことから、カントは自然の因果性と自由の因果性のそれぞれに対応する二つの世界——感性界 (Sinnenwelt) と悟性界 (Verstandeswelt) ——を想定する⁸⁾。このような想定は哲学的なフィクションの最たるものに思われるかもしれない。しかし、カントは単に両者の区別を主張するだけでなく、それらが私たち人間において共存すると主張している。つまり、人間はこの二つの世

界に同時に属すると考えられ、前者に属するものとしては経験的性格、後者に属するものとしては英知的性格を持つとされる。

「人間の行為はいずれも、それがまだ生じる前にその経験的性格 (empirischer Charakter) によって以前から規定されている。[しかし、] 英知的性格 (intelligibeler Charakter) については (...) 以前 (Vorher) とか以後 (Nachher) とかということがなく、どの行為も (...) それゆえ自由にはたらく純粹理性の英知的性格の直接の結果である。」(Ak.3 : 374, A.553 = B.581)

しかし、本質的に異なる二つの因果性、あるいは二つの性格がどのようにして同一の人間の行為につながるのか、この点には大きな疑問がある。カントがそう主張するように英知的性格には「以前とか以後とかということがなく」、自由の因果性は無時間的にはたらくのだとすれば、これが自然の因果性に影響を与えることはできないように思われる。ところが、このように理論的には調停不可能に思われる両者の関係は、道徳哲学の著作においてはまた異なった角度から説明され、それによりいくらか受け入れやすくなるように思われる。たとえば『人倫の形而上学の基礎づけ』——以下、『基礎づけ』と略する——では、感性界と悟性界の関係は次のように説明される。

「私たちは自分を自由だと考えるときには英知界にその一員として身をおき、意志の自律をその結果つまり道徳性ととともに認識する。しかし、私たちは自分が義務を負うものだと考えるときには、自分を感性界に属しながらしかし同時に悟性界に属するものと見なしている。」(Ak.4 : 453)

ここで「義務を負うもの」という表現でカントが示そうとしたのは、私たちはさまざまな自然原因によって影響される立場にありながらも、道徳法則にしたがって行為していくべきだということである。道徳法則がこのような当為 (Sollen) または命法 (Imperativ) として課せられるということを、カントは人間という存在者の二面性によって説明している (cf. Ak.5 : 412ff.)。このような説明には、理論的には不可解に思われる自然の因果性と自由の関係を、私たちの内面における道徳的なたたかひの物語に関係づけて納得させてしまうという効果がある。また、さらに次のような説明を見るなら、私たちは両者の区別はおよそ客観的なものではなく、人間の行為についての考え方の相違にすぎないのだと考えたくなるかもしれない。

「私たちは人間を自由なものを見なす場合には、人間を自然の一部と見なし自然の法則に服しているものと考えられる場合とは異なる意味と関係において考えている。」(Ak.4 : 456)

しかし、ある見方からすればどこまでも因果的に解明されるような出来事が、また別の見方からすると自由な行為と見なされる、というのは十分に納得のいく説明だろうか。ここには道徳の観点から見ても、認識の観点から見ても問題が残されているように思われる。

まず、この説明だけを見ると、私たちは単に見方を変えるだけで、ある同一の事件を自由な行為によるものと見なしたり、単なる出来事と見なしたりすることができるように思われる。そうならば、私たちはその事件について関係者の責任を問うことも、責任を問わないこともできるということになるだろう。また、認識の観点から言えば、この説明は行為と出来事の同一性を主張するものと解釈できるが、そのような両者の重ね合わせはどのようにして正当化されるのだろうか

か。ここではこのことを、カントが『純粹理性批判』の第三アンチノミーの定立側で示した次のような事例について考えてみよう。

「私が今まったく自由に、必然的に規定する自然原因の影響なしに椅子から立ち上がったとすれば、この事件 (Begebenheit) において、無限につづくその自然な帰結とともにある新しい系列 (eine neue Reihe) が端的に始まったのである。」(Ak.3:312, A.450 = B.478)

たしかに、このような行為は、その足腰の筋肉の運動や、それをひき起こした神経のパルスの伝達といった一連の出来事の過程とおおまかに重ね合わされるように思われる。しかし、正確に言って、自由な行為の因果性はそのような出来事の過程のどこに見いだされるのだろうか。自由な行為と考えられるのは、そこで「ある新しい系列が端的に始まった」と言えるような出来事ではないはずである。およそ筋肉の運動がそうだとはいえられないだろう。では、私たちは神経のパルスの発信源を探るべきだろうか。しかし、そのような探求は自然の因果性の際限のなさのためにしょせん徒勞に終わると思われる。

しかし、カントは誰かが椅子から立ち上がるという「事件」を、ここではまったく自由な行為として説明している。また、私たちの常識的な判断もこれに異を唱えることはないと思われる。だが、このような判断は、そもそもどのようにして可能になるのだろうか。以上のような検討から、そしてまた今の引用からも、カントは自然の因果性と自由の区別を単なる観点の相違には帰さなかったと考えられる。しかし、両者を本質的に異なる世界に属するもの——時間的なものと無時間的なもの——と考えると、その関係が不可解になることもまた事実である。それゆえ、私たちは自然の因果性と自由の区別を単なる観点の相違に帰すのでもなく、両者を本質的に異なるものとしてとらえるのでもない、より説得力のある説明を探し求めなければならないだろう。

第2節 自由の多義性と行為

1 自由の多義性 (1) —— 超越論的自由と実践的自由

さて、これまでの検討では自然の因果性と自由の関係について一般的に考えられる問題点を整理してきたが、これだけではカントの自由論の検討をはじめのための準備としては不十分である。というのも、カントは自由に多くの区分を設けているからである。すでに見たように、自然と自由にそれぞれ対応する感性界と悟性界の区別や経験的性格と英知的性格の区別は、理論哲学の著作と道徳哲学の著作とではいささか異なった仕方で説明されている。このことはそこで問題になっている自由の意味が異なるのだと考えると理解しやすくなるだろう。それゆえ、ここではカントが自由に設けた区分を概観しておくことにしよう。

主要なものだけをあげれば、まず『純粹理性批判』では超越論的自由と実践的自由が区別され、また『基礎づけ』や『実践理性批判』から『人倫の形而上学』にいたる道徳哲学の著作ではおもに消極的自由と積極的自由が区別されている。ここではまず、この前者の区別について検討していくことにしよう。このうち超越論的自由は次のように説明されている。

「もし、それにしたがって世界における事件が生じることができるよう特殊な種類の因果性

としての超越論的な意味での自由があるとすれば、つまり、ある状態とそれゆえそれに連なる結果の系列をも端的に始動することができるような能力があるとすれば、ある系列がその自発性によって始動されるだけではなく、その系列をひき起こすものとしての自発性そのものの規定が、つまりその因果性が端的に始動されることになる。」(Ak.3: 309, A.445 = B.473)

このような説明で目立つのは、「超越論的な意味での自由」は現象の系列を端的に始動する「特殊な種類の因果性」と見なされ、しかも自然の因果性と重ね合わされるということである。この点に困難があることはすでに指摘したが、超越論的自由はまさにそのような理論的な課題を背負うものとして位置づけられている。カントが『純粋理性批判』の第三アンチノミーで示した、誰かが椅子から立ち上がるという行為の例は、そのように理論的に問題になる「特殊な種類の因果性」の典型である。私たちはまず、超越論的自由がこのように比較的単純な行為——というより動作——の因果性について語られるということに留意しておくべきだろう。これに対し、実践的自由は、次の説明に見られるように、これとはいささか異なる文脈に位置づけられている。

「実践的な意味での自由とは、選択意志 (Willkür) が感性の衝動による強制から独立しているということである。というのも、選択意志はそれが(感性の運動原因によって)感受性に基づいて触発される限りにおいて感性的だからである。また、もしそれが感受性に基づいて強制されるものなら、それは動物的な意志 (arbitum brutum) と呼ばれる。なるほど人間の選択意志は感性的な意志 (arbitum sensitivum) だが、動物的ではなく、自由な意志 (arbitum liberum) である。なぜなら、感性は人間の行為を必然的にはせず、人間には感性的な衝動による強制から独立に自ら自己を規定する能力が備わっているからである。」(Ak.3: 363, A.534 = B.562, cf. Ak.3: 521, A.801f. = B.829f.)

まず、実践的自由はもっぱら意志規定のありかたとして定義されていることがわかる。正確に言えば、ここでは選択意志 (Willkür)⁹⁾ が問題になっているわけだが、これと意志 (Wille) との区別は後ほど検討することにしよう (cf. 本節第2項)。また、この引用の後半からは、意志が動物的ではなく人間的であり、「感受性に基づいて強制」されず「自ら自己を規定する」ことができる状況にあるなら、すでにそれだけで実践的自由の存在が認められることがわかる。しかし、ここではまだその意志が善いものかどうかは問われない。たとえば、カントが『実践理性批判』で言及した次のような犯罪の例は、実践的自由の基準をクリアするだろう。

「もし私が、盗みをはたらいた人について、その犯行 (Tat) は因果性の自然法則にしたがって、それに先立つ時間における規定根拠から生じた必然的な結果であると言うならば、その犯行はなされなくてもすんだのに、と言うことはできなくなる。」(Ak.5: 171)

極端な状況——完全にロボット化された人間がそれをおこなったというような——を除けば、このような犯行は「それに先立つ時間における規定根拠から生じた必然的な結果」だとは考えられない。そこには単なる「感性的な衝動」を超えた意図ないし計画があったはずであり、これは悪しきものであるにせよある種の自発的な意志規定の結果である。またこれは、先に超越論的自由の例と考えられた椅子から立ち上がるという動作に比べ、格段に複雑な事例である。そこにはいくつもの動作——ドアをこじ開ける、屋内に進入する、金目のものを集める、逃走する

etc. — が含まれているだろうし、そこから帰結する影響も多岐にわたるだろう。

さて、実践的自由はこのような比較的複雑な行為や、それにかかわる意志にのみ見いだされると考えてよいだろうか。ここではさらに、椅子から立ち上がるといった単純な動作にも実践的自由の定義をあてはめて考え直してみよう。もし私たちが「感受性に基づいて強制」されずに、椅子から立ち上がることを自ら決意するとすれば、そこにも実践的自由があるはずである。

たしかに、棘が刺さって椅子から飛び上がるといった特殊な状況を除けば、私たちは強制でなく自発的に椅子から立ち上がることができるだろう。しかし、私たちは椅子から立ち上がるという単純な動作そのものに向けて決意を固めたりするだろうか。たしかに、そのような動作をおこなうのに強い意志を要する場面を想像することはできる。たとえば何か重要な発言をしたり、抗議の姿勢を示すために退席するといった場合にはそうだろう。しかし、そのような場合には、実践的に自由な意志規定は、椅子から立ち上がることそのものよりも、むしろ発言や抗議のための退席といった行為の全体にかかわると考えるべきだろう。

こうしたことから、超越論的自由は比較的単純な動作に、実践的自由はさまざまな動作からなる複雑な行為にそれぞれかかわると考えれば、両者の区別だけではなく、その相互の関係についての見通しも立ってくるように思われる¹⁰⁾。まず、カントは「超越論的自由が否定されるなら同時に実践的自由は廃棄されるだろう」(A.534 = B.562)と述べており、前者を後者が成り立つための必要条件と考えている。このことはいまや当然に思われる。というのも、まず比較的単純な動作についての自由が確保されなければ、その複合によって成り立つ複雑な行為についての自由を考えることはできなくなるからである。

また、カントは「実践的自由は経験によって証明される」と述べるとともに、それにより「一つの課題にとどまる」超越論的自由が要請されるとしている (cf. A.802f. = B.830f.)。このことの含意はいまや次のように理解されよう。すなわち、すでに見たように、椅子から立ち上がるという動作のうち自由の因果性を端的に見いだすのは困難であり、超越論的自由はまさにそのような困難を背負うものとして位置づけられる。ところが、そのように理論的には不可解に思われる自由の存在が実践的には経験可能なものになる。たとえば、私たちは多くの犯罪について「そのような犯行はしなくてもすんだのに」と言うことができるし、またしばしばそう言う。このように比較的複雑な行為については実践的な自由が認められることから、それを構成する単純な動作についても超越論的自由が「一つの課題」として要請されることになるのである。

2 自由の多義性 (2) — 消極的自由と積極的自由

さて、私たちはさらに、おもに道徳哲学の著作で説明される消極的自由と積極的自由の区別についても検討し、カントの自由概念の見取り図を完成させていくことにしよう。この区別は明らかに意志規定のありかたが問題になる局面で導入される。それゆえ、これは実践的自由を前提とした区別だと考えられる。ここでは『人倫の形而上学』の「法論」の序論に示された説明を参照しよう。なお、カントはこの箇所では、先に留保しておいた選択意志 (Willkür) と意志 (Wille) の区別をおこなうことから説明をはじめているので、ここではまずこの区別から見ていくことにする¹¹⁾。

「概念にしたがう欲求能力 (Begehrungsvermögen) は、それを行為に向けて規定する根拠がその能力の中に見いだされ、客体の中には見いだされない限りにおいて随意に (nach Belieben) ふ

るまう能力と呼ぶことができる。また、そのような欲求能力は、客体の実現に向けて行為する能力の意識と結びついている限りにおいて選択意志 (Willkür) と呼ばれる。しかし、そのような結びつきがない場合には、そのような欲求能力のはたらきは願望 (Wunsch) と呼ばれる。また、そのうちにある規定根拠が、それゆえその意向 (Belieben) さえもが主体の理性のうちにある場合、そのような欲求能力は意志 (Wille) と呼ばれる。」(Ak.6:213)

まず、この説明では随意的な欲求能力がそうでないものから区別されている。その際、随意性の基準は、欲求の規定根拠が「その能力の中に見いだされ、客体の中には見いだされない」ことである。これは一見したところ実践的な自由を意味するように思われるかもしれない。それは欲求の規定根拠が「客体の中に」見いだされるということ、客体からの刺激が感受された結果、その表象が規定根拠になるという意味に理解した場合である。カントは実践的自由の定義として、そのような「感性の衝動による強制」からの独立をあげていた。

しかし、このように欲求能力の随意性と実践的自由とを同一視すると、次のような問題が生じる。すなわち、カントは随意的な欲求能力の一つに選択意志を数えるが、そうすると選択意志はすべて実践的に自由だということになる。ところが、カントは「感性の衝動による強制から独立して」いない、つまり実践的に自由ではない選択意志をも想定していたはずである。実際、カントは動物の選択意志についても語り、これには実践的自由を認めていない (cf. Ak.3:363, A.534 = B.562)。

このような矛盾が生じることから、欲求能力の随意性については、それが外的な強制に服していないこととして理解するべきだろう。そのような意味で随意的な欲求能力には、感性的な衝動に流される人間の選択意志や、つねに本能的な衝動に身をまかせていると考えられる動物の選択意志 (cf. Ak.3:363, A.534 = B.562) さえもが含まれる。そのように実践的に自由とは言えない選択意志でも、外的な強制によってそのような状態に置かれているわけではない。

さて、先の引用に戻って言えば、カントは随意的な欲求能力として、選択意志のほかに願望および意志をあげていた。ここではさらにこの三者の区別についても考える必要がある。まず、選択意志と願望はたがいに背反する条件、つまりその「客体の実現に向けて行為する能力の意識」との結びつきの有無によって明確に区別されている。この区別はわかりやすい。しかし、この両者と、規定根拠を「主体の理性のうちに」持つとされる意志との関係はまだ不明瞭である。そのため、カントはこの点についてさらに次のような説明を加えている。

「それゆえ意志は欲求能力であるが、選択意志のように行為にかかわるというよりは、むしろ行為に向けて選択意志を規定する根拠にかかわるものと考えられる欲求能力である。」(ibid.)

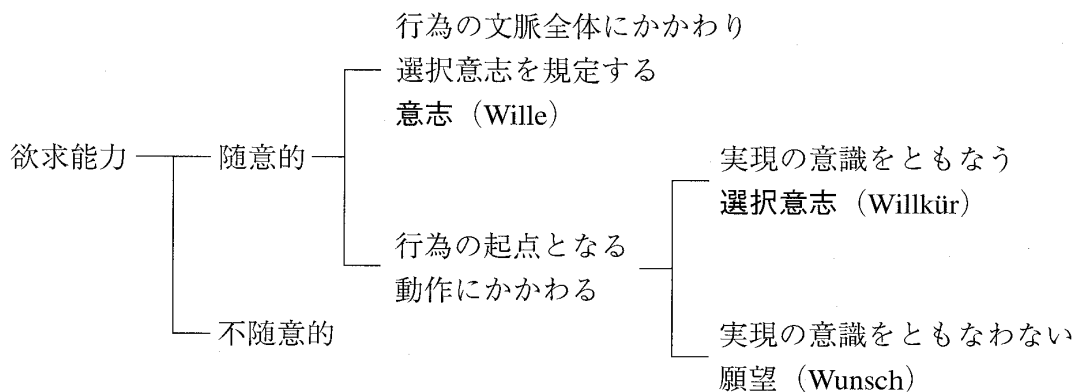
つまり、行為に直接かかわる選択意志に対して、意志はいわばそれを越えた次元から理性的な規定を与えるはたらきを持つのだと考えられよう。そのような規定は複雑な行為の文脈を全体として見渡したものになるはずである。先に見たように、意志ではなく、「選択意志が感性の衝動による強制から独立している」こととして実践的自由が定義されるのはこのことによる。カントの言う意志は、「感性の衝動による強制」やそれからの独立が問題になる選択意志とは異なり、行為の発動に直接かかわる次元に存在するものではないのである。

このように選択意志と意志とでは、そのはたらきの存在する次元が異なると考えられるが、このような解釈は、この両者と原因 (Ursache) という概念の関係に注目することによりさらに補

強される。たとえば、カントは「彼の選択意志はそのすべての行為の（経験的）原因となる経験的性格を持つ」（Ak.3:374, A.552 = B.580）と述べ、選択意志のうちに行為の発動の原因を見いだしている。このことは選択意志が行為というよりは、むしろその起点となる動作にかかわることを示していると考えられることができるだろう¹²⁾。

これに対し、意志については行為の原因としての位置づけはされない。むしろ、カントは「意志の概念にはすでに因果性の概念が含まれている」（Ak.5:55）とし、意志を「目的にしたがって行為する能力」（Ak.5:371）そのものとして位置づけている¹³⁾。また、たとえ意志が原因として位置づけられることがあるにしても、それは決して行為を直接に発動させるようなものではない。たとえば、それは超感性的な「意志に従属する自然」における「客体の原因」（Ak.5:44）であったり、「世界における全ての幸福の原因」（Ak.3:526, A.810 = B.838）であったりする。つまり、意志は行為の文脈全体、あるいはそれを導く包括的な目的にかかわると考えられるのである。

さて、このように解釈される意志と選択意志の区別に加え、外的に強制された不随意的な欲求や実現の意識をとまなわない願望をも含めると、欲求能力の区分は次のように図式化することができるはずである。



それでは、実践的自由の区分の検討に戻ろう。以上のように区分される欲求能力のうち、消極的自由と積極的自由の区別にかかわるのは選択意志と意志だけである。この区別は次のように説明される。

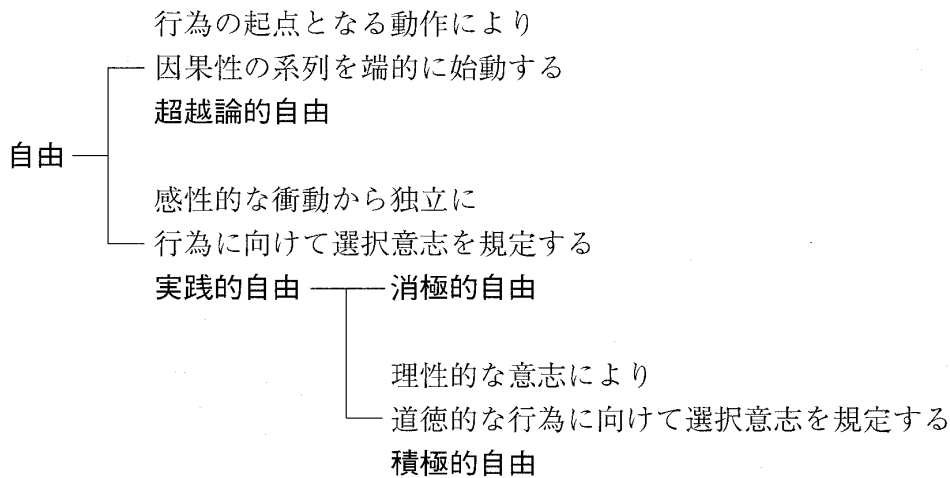
「人間の選択意志はなるほど衝動によって触発されるが、規定はされず、それゆえそれ自体は（理性の準備が整わなければ）純粹な意志ではないが、純粹理性から行為するよう規定されることができる。まず、選択意志の自由はその規定がこのように感性的な衝動から独立しているということであるが、これは消極的な意味での自由である。積極的な意味での自由は、純粹理性がそれだけで実践的でありうるということである。しかし、このことは、あらゆる行為の格率を普遍的な法則にかなうという条件のもとにおくことによるのみ可能になる。」（Ak.6:213f.）

まず、消極的自由が意味するのは、行為の発動に直接かかわる選択意志が「感性的な衝動から独立」しているということである。しかるに、このことは実践的自由にすでに含意されていたことである。つまり、私たちは実践的な意味で自由であるというだけで、すでに消極的には自由であるということになる。これはすでに見たように、外的な強制に服さない選択意志を持つだけでなく、それが感性的な衝動によって流されないということの意味する。動物的ではない人間の

選択意志は、この条件を満たすことができる——あえて感情に身をまかせ、消極的な自由すら放棄するということがあるにしても——はずである。

これに対し、積極的自由は、まず「感性的な衝動から独立」した選択意志に対して、意志が「普遍的な道徳法則にかなう」規定を与えることを意味する。カントはこのことを「純粹理性がそれだけで実践的でありうる」という言い方で表現している。カントは「それが選択意志を規定できる限りにおいて、意志は実践理性そのもの」(Ak.6:213)だとする。つまり、積極的自由が意味するのは、純粹な実践理性と一体であるような意志が、それにふさわしい道徳的な内容を持つ行為に向けて選択意志を規定することなのである。

さて、以上のような検討の結果をまとめると、カントの自由概念の区分は次のように図式化できるはずである。



このようにカントは意志や自由が多様な意味を見いだしているが、そのそれぞれの意味やその相互の関係をさらに正確に把握するためには、それらが位置づけられている行為の文脈の理解が欠かせない。以上の検討により、すでにこのことは明らかだと思われる。

小括 — 自由論から行為論へ

さて、ここまで第2節ですすめてきたような、自由の多義性を行為の文脈に関係づけて理解する解釈が的を得たものだとすれば、私たちはさらに行為の文脈の理解を深めていかなければならない。しかし、そうする際には、私たちは第1節の問題、つまり自然の因果性と自由の関係をどのようにとらえるかという課題がそのまま残されていることに注意しなければならない。すなわち、そこでは、自然の因果性と自由の因果性の区別を単なる観点の相違に帰すのではなく、両者を本質的に異なるものとしてとらえるのでもない、より説得力のある説明を探し求めなければならないと考えられたのであった。さて、第2節で自由の多義性を行為の文脈に関係づけて理解した結果、この問題にはどのような見通しが与えられたであろうか。

まず、単なる自然因果性だけではなく自由がある、あるいは逆に、自由はなく自然因果性だけが支配しているといった事態は、帰責の可否にかかわるものだけに、これは単なる観点の相違に帰されてはならないと考えられた。この点については、行為の文脈に注目する観点から、次のような見通しを立てることができるように思われる。

すなわち、自由の存在についての問いは、それに内実を与える行為の文脈の存在についての問いとなる。つまり、まず、そもそも行為の文脈と呼べるものが存在するならば、その行為、およびそれを導いた意志には実践的自由、少なくとも消極的自由が認められる。また、そのような行為を構成する動作、およびそれを発動した選択意志については超越論的自由が認められなければならない。さらに、積極的自由の存在は、やはり行為の文脈の存在を前提として、それを導いた意志規定の内容によって判断されることになるだろう。

もちろん、このように考えることですぐに自由の存在の問題が片づくわけではなく、今度は行為の文脈の存在が問われることになる。しかし、そのように問いの次元を移すことにより、自由の存在、不在は観点の相違にすぎない、といった解釈がただちに導かれることは避けられるはずである。行為の存在については、「観察によらない知識」(cf. [Anscombe, 1963])や「基礎行為」(cf. [von Wright, 1971])といった概念を導入することにより新たな局面を切り開いた現代の行為論から多くの示唆を得ることができるだろう。

他方、このような問いの次元の転換により、自由の因果性と自然の因果性をどのように重ね合わせるかという課題——第2節での検討によれば超越論的自由の課題——についても新たな展望が開かれるように思われる。この課題は、カントの二世界論に代表されるように、自然の因果性と自由を本質的に異なる存在領域に位置づけた場合にきわめて困難なものとなった。ところが、自由に内実を与えるものとして行為の文脈の存在を問うことになれば、これは同時に、それを構成するさまざまな動作に注目することになる。動作について言えば、身体運動の自然因果性がその重要な構成要素となっていることは明らかである。したがって、この動作に注目することにより、自由の因果性と自然の因果性の関係についても新たな展望が開かれることが予想される。

さて、以上のような考察から、ここではさらに、自由の存在を示すものとしての行為の文脈と、そこにおける自由の因果性と自然の因果性の重ね合わせについて検討していく必要があるとの見通しが得られた。このような見通しにもとづく検討は、「カント解釈」としてはたしかに逸脱と言えらるが、私たちにとって試みる価値のある「逸脱」である。しかし、もはや紙幅も尽きたため、このような「逸脱」の試みは他日に期すこととしたい。

註

- 1) それゆえ、本稿では、定言命法や義務の体系を中心とするカントの倫理学説そのものの有効性の評価には立ち入らない。
- 2) 「自己解釈 (self-interpretation)」をおこなう「状況づけられた自己 (situated self)」を前提とし、その共同体に根づいたあり方を規範として打ち出す共同体主義はそうである。cf. [MacIntyre, 1981], [Sandel, 1982].
- 3) 自我の同一性を「程度問題」とし、そこに「選択の問題」が存在すると考える D. Parfit はそうである。cf. [Parfit, 1971], [Parfit, 1984].
- 4) このような自由の位置づけは、因果性の概念を狭くとらえようとする傾向にある近代以降の多くの哲学者の見解に反するものである。しかし、伝統的に——そして現在の私たちの日常言語によっても——支持されてきた因果性の概念は、十分このような自由の位置づけを許容するだけの柔軟性を持っているはずである。この点については、たとえば黒田亘氏による議論の整理が参考になるだろう。cf. [黒田, 1975] p.274ff.; [黒田, 1992] p.54ff., 212ff.
- 5) カントの著作からの引用については、アカデミー版全集 (*Kants gesammelte Schriften*. Hrsg. von Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften) の頁づけにしたがってその箇所を示す。例 (Ak.4: 213): アカデミー版全集第4巻213頁。ただし、『純粋理性批判』については、慣例にしたがい第一版

(1781) および第二版 (1787) の頁を併記する。例 (Ak.3 : 289, A.419 = B.447) : アカデミー版第3巻 289 頁, 『純粹理性批判』 第一版 419 頁, 第二版 447 頁。また, カントの著作以外からの引用については, 末尾の文献リストにしたがい, 著者名と発行年で著作を示し, これに頁をつけ加える。例 ([Parfit, 1984] p.221ff.) : Derek Parfit, *Reasons and Persons*, 1984, p.221 以下。

- 6) もちろん, カントがそのような「条件付き」の因果性を「狭義での自然原因」と呼んでいることにも注意しておくべきだろう。つまり, カントはここで, 「条件付き」ではない原因 — つまり自由 — を含むような, いわば「広義での自然原因」を認める余地を残している。このことからまずわかるのは, カントの自然概念には, 『純粹理性批判』の分析論で打ち立てられた現象の枠には必ずしもおさまらず, これをはみだす部分があるということである。しかし, 本稿にとって重要なのは, むしろ次のことである。すなわち, カントの自由概念はしばしばきっぱりと自然概念から区別されたものと思われるが, 「広義での」自然概念を考えると, むしろその自然主義的な性格が浮かび上がってくる。
- 7) ただし, ここで注意しなければならないのは, 自由の因果性について, 次のような予断を持つてはならないということである。すなわち, しばしばそう考えられるようには, 原因としての意志から結果としての行為が生じるというふうには, カントは必ずしも考えていない。しかし, この点を明らかにするためには, 意志 (Wille) と選択意志 (Willkür) の区別や, これらと行為の関係を検討する必要がある。cf. 本稿第2節, 第2項。
- 8) ただし, カントの場合, 近代科学を特徴づけるとされる決定論的な世界観と自由との対立が問題になるわけではない。世界の推移が全体として自然因果性によって決定されているとする考え方は, 系列の全体についての言明を認めない『純粹理性批判』の弁証論によって退けられるからである。しかし, だからといって問題がなくなるわけではない。すなわち, 現象を認識するためには一定の因果関係の把握が要請されるにもかかわらず, 自由についてはこの要請は原理的に拒否されるからである。このような拒否には正当な理由がなければならない。それゆえカントの場合には, 自然の因果性と自由の関係についての問いは, むしろ認識の要請と自由の関係についての問いとして位置づけられる。また, このことから, 自然の因果性と自由の存在領域を本質的に切り分ける, いわゆる二世界論の主張は不必要なものと考えられる。本稿の結論に達するには, 実はこのことから出発するほうが近道である。しかし, ここではカントの問題設定 — これは哲学史的に見て彼の時代が求めていたものである — にしたがって検討をおこない, 最終的にはカントの自由論から二世界論を切り離す見通しを立てることにする。そうすることにより, カントの議論の良質な部分が生かされるはずである。
- 9) Willkür には「選択意志」のほかにも「恣意」「意思」「執意」などの訳語があてられてきた。「選択意志」という訳語は必ずしも最適なものとは思われないが, 最も一般的に通用しており, また「意志」との対比がわかりやすいためこれを採用することにする。しかし, それが行為の発動に直接つながるものであることを示すには, いささか生硬な言葉ではあるが「執行意志」あるいはその略語「執意」を採用するのが望ましいと思われる。この点については, 選択意志に行為の「執行機能」を認める L.W. Beck の解釈が参考になる。cf. [Beck, 1960] p.199。
- 10) 中島義道氏は, 論文「自由による因果性」でカントの自由論の解釈にきわめて説得力のある展望を与えている。それはとくに「意志記述と行為記述の同一性」についてである。そこには自由を単に意志の問題としてではなく, 同時に行為の問題としてとらえる視点がある。cf. [中島, 1994] p.101-122。しかし, 同氏の解釈には比較的単純な動作と複雑な行為の文脈を区別する視点 — カントもこれを明確にはしていない — がない。また, 選択意志と意志の区別も同氏の解釈では考慮されていない。以下の検討で私が明らかにしようと思うのは, このような行為の文脈や意志に内在する区別に注目しなければ, カントの自由概念の多義性についての明確な見通しを立てることはできないということである。
- 11) カントの意志概念, 特にその変遷は, それだけで周到な研究が必要とされるテーマである。しかし, ここではこの点に立ち入る余裕はない。それゆえ現時点では, 『純粹理性批判』の自由論の背後に萌芽的に存在した両者の区別が, 『基礎づけ』『実践理性批判』を通じて次第に明確になり, 『人倫の形而上学』の時期までに整備された, という流れがあると仮定して解釈をすすめていく。なお, この点については小倉貞秀氏の研究が参考になる。cf. [小倉, 1991] p. 153ff。
- 12) 「人間の選択意志は感性的な意志 (arbitum sensitivum) だが, 動物的ではなく, 自由な意志 (arbitum liberum) である。」(Ak.3 : 363, A.534 = B.562) 選択意志には人間的なものだけではなく, 動物的なものもある。このことも選択意志を比較的単純な動作にかかわるものと解釈する根拠となる。すなわち, 人間以外の動物には複雑な行為の文脈全体にかかわるような意志による規定は見られないが, それでも選択意志のはたらきは認められる。そのような動物の選択意志を考慮に入れると, 比較的単純な動作にかかわるという選択意志の基本的な特性が浮かび上がってくる。
- 13) 中島義道氏が主張する「意志記述と行為記述の同一性」が認められるのは, 選択意志ではなく, この

ような意志の次元においてである。このことから言えば、中島氏が「意志記述と行為記述の同一性」を主張できたのは、選択意志を捨象し、意志だけを問題にしたからだと考えられよう。これに対し、私は選択意志を捨象することなく、それゆえ行為の起点としての動作をも視野に入れることにより、自然因果性と自由の關係に新たな光を当てるつもりである。

文 献

- [Anscombe, 1963] G.E.M. Anscombe, *Intention*, Basil Blackwell, 1962; 邦訳: G. E. M. アンスコム, 『インテ
ンション 実践知の考察』, 菅豊彦訳, 産業図書, 1984.
- [Beck, 1960] L.W. Beck, *A Commentary on Kant's Critique of Practical Reason*, Chicago, 1960.
- [MacIntyre, 1981] A. MacIntyre, *After Virtue*, G. Duckworth, 1981; 邦訳: A. マッキンタイア, 『美徳なき時代』,
篠崎榮訳, みすず書房, 1993.
- [Parfit, 1971] D. Parfit, 'Personal Identity,' in : *Philosophical Review* 80, 1971, p.3-27.
- [Parfit, 1984] D. Parfit, *Reasons and Persons*, Oxford Clarendon Press, 1984.
- [Paton, 1947] H. J. Paton, *The Categorical Imperative. A Study in Kant's Moral Philosophy*, Hutchinson, 1947; 邦
訳: H. J. ペイトン, 『定言命法 カント倫理学研究』, 杉田聡訳, 行路社, 1986.
- [Prauss, 1996] Gerold Prauss, 'Für sich selber praktische Vernunft,' in : G. Schönrich, Y. Kato (hrsg), *Kant in der
Diskussion der Moderne*, Suhrkamp, 1996, stw1223. ; 邦訳: ゲロルト・プラウス, 「自己自身に対して実
践的な理性」, 八幡英幸訳, in : 坂部恵, G・シェーンリッヒ, 加藤泰史, 大橋容一郎編, 『カント・現
代の論争に生きる 下』, 理想社, 2000, p.37-54.
- [Prauss, 1983] Gerold Prauss, *Kant über Freiheit als Autonomie*, Vittorio Klostermann, 1983.
- [Sandel, 1982] M. Sandel, *Liberalism and the Limits of Justice*, Cambridge U.P., 1982; 邦訳: M. サンドル, 『自
由主義と正義の限界』, 菊池理夫訳, 三嶺書房, 1992.
- [von Wright, 1971] G. H. von Wright, *Explanation and Understanding*, Cornell U.P., 1971; 邦訳: G. H. フォン
ウリクト, 『説明と理解』, 丸山高司, 木岡伸夫訳, 産業図書, 1984.

*

- [小倉, 1991] 小倉貞秀, 『カント倫理学の基礎』, 以文社, 1991.
- [黒田, 1975] 黒田亘, 『経験と言語』, 東京大学出版会, 1975.
- [黒田, 1992] 黒田亘, 『行為と規範』, 勁草書房, 1992.
- [中島, 1994] 中島義道, 『時間と自由』, 晃洋書房, 1994.